

## 法曹養成連携協定に基づく連携協議会に係る覚書

中央大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と信州大学経法学部（以下「乙」という。）は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき甲乙間で締結した2020年1月28日付け中央大学（大学院法務研究科）及び信州大学（経法学部）の法曹養成連携協定（以下「協定」という。）第6条第2項に定める連携協議会（以下「協議会」という。）に関し、次のとおり合意した。

なお、以下において「乙の連携法曹基礎課程」とは、乙に設置された法第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程をいう。

### （目的）

第1条 この覚書は、協議会の運営に必要な事項について定めることを目的とする。

### （構成）

第2条 協議会は、次に定める連携協議会委員をもって組織する。

- (1) 甲の研究科長が指名する中央大学の教職員 若干名
- (2) 乙の学部長が指名する信州大学の教職員 若干名
- 2 協議会が必要と認めるときは、前項に定める者以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 甲及び乙は、第1項の委員を定めたときは、すみやかに相手方に報告する。変更があったときも同様とする。

### （招集及び審議）

第3条 協議会は、毎年度少なくとも1回以上、期日を定めて開催する。

- 2 協議会は、前項のほか、甲または乙のいずれか又は双方が必要と認める場合にも開催することができる。
- 3 協議会は、甲の研究科長又は乙の学部長により招集される。
- 4 協議会は、甲及び乙のそれぞれから少なくとも2名以上の連携協議会委員（うち1名以上は教員とする。）の出席がなければ協議に入ることができない。

### （協議事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調査研究を行う。

- (1) 乙の連携法曹基礎課程における教育と甲における教育との円滑な接続を図るための方策に関すること。
- (2) 甲及び乙における教育の改善及び充実並びに教員の派遣等に関すること。
- (3) 乙の連携法曹基礎課程に在籍する学生を対象として行われる甲の入学者選抜に関すること。
- (4) 司法試験及び司法試験予備試験に関すること。
- (5) 国の法曹養成に係る政策に関すること。
- (6) その他協定及び法曹養成に係る相互の連携協力に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項の事項について協議が調ったときは、誠意をもってこれを履行する。

### （事務）

第5条 協議会の事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課及び信州大学経法学部総務グループが共同で行う。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、協定を締結した日から協定の有効期間が終了するまでとする。

(改廃)

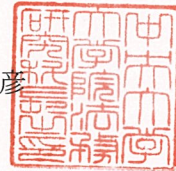
第7条 この覚書は、甲と乙が合意することにより改廃することができる。

本覚書を証するため、本覚書を2通作成し、各当事者の代表者の署名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年 1月 12日

甲 東京都新宿区市谷本村町 42-8  
中央大学大学院法務研究科長

小林 明彦



乙 長野県松本市旭 3丁目 1-1  
信州大学経法学部長

廣瀬 純夫

